

第 1 号 議 案

令 和 5 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 579, 100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40, 834, 100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		5,291,312	1,062,591	6,353,903
	1 国庫負担金	3,451,553	185,936	3,637,489
	2 国庫補助金	1,815,534	876,655	2,692,189
16 府支出金		3,154,170	11,203	3,165,373
	2 府補助金	1,551,607	11,203	1,562,810
18 寄附金		3,000,100	20,000	3,020,100
	1 寄附金	3,000,100	20,000	3,020,100
19 繰入金		3,751,999	109,347	3,861,346
	2 基金繰入金	3,732,116	109,347	3,841,463
20 繰越金		1,000	33,559	34,559
	1 繰越金	1,000	33,559	34,559
21 諸収入		279,194	21,400	300,594
	6 雑入	256,756	21,400	278,156
22 市債		2,192,800	321,000	2,513,800
	1 市債	2,192,800	321,000	2,513,800
歳入合計		39,255,000	1,579,100	40,834,100

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,091,844	千円 61,361	千円 8,153,205
	1 総務管理費	7,048,181	42,037	7,090,218
	3 戸籍住民基本台帳費	152,082	4,124	156,206
	7 環境交通対策費	413,159	15,200	428,359
3 民生費		14,901,040	393,196	15,294,236
	1 社会福祉費	7,687,931	339,712	8,027,643
	2 児童福祉費	5,934,509	51,988	5,986,497
	3 生活保護費	1,265,600	1,496	1,267,096
4 衛生費		3,370,783	292,858	3,663,641
	1 保健衛生費	1,763,552	290,858	2,054,410
	2 清掃費	1,607,231	2,000	1,609,231
6 農林水産業費		1,130,695	23,375	1,154,070
	1 農業費	897,871	22,375	920,246
	3 林業費	112,548	1,000	113,548
7 商工費		518,380	213,949	732,329
	1 商工費	518,380	213,949	732,329
8 土木費		2,555,440	513,574	3,069,014
	2 道路橋梁費	742,790	437,914	1,180,704
	4 都市計画費	1,317,128	75,660	1,392,788
10 教育費		3,111,305	80,787	3,192,092
	1 教育総務費	367,847	723	368,570
	2 小学校費	903,963	27,713	931,676
	3 中学校費	308,036	801	308,837
	5 社会教育費	1,361,760	21,550	1,383,310

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 保健体育費	千円 80,245	千円 30,000	千円 110,245
歳 出 合 計		39,255,000	1,579,100	40,834,100

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 293,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 599,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
都市計画事業	89,100 "	"	"	"	99,700 "	"	"	"
生涯学習施設整備事業	17,500 "	"	"	"	22,000 "	"	"	"
計	2,192,800				2,513,800			